(予定) 令和7年度(2025年度)看護師の特定行為に係る 指定研修機関等施設整備事業費補助金について

事業期間	平成31年度(2019年度)~
目的	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき特定行為研修を行う指定研修機関(1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの)の設置準備や運営を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図る。
補助対象者	(ア)医療法人(イ)社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。)(ウ)学校法人及び準学校法人(エ)一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人(オ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(キ)独立行政法人(ク)公的団体(ケ)国立大学法人で、以下のア又はイに該当する者とする。 ア保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者。 ただし、年度内に指定研修機関の指定に係る審査を受ける者に限る。 イ保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者。 ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第2条に基づき、国若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。
事業内容	看護師の特定行為研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備や e ラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等を行う。
補助条件	補助対象者と同一
基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 ①基準面積:80㎡ ②1㎡あたり単価表 ・鉄筋コンクリート 176,300円 ・ブロック 153,200円 ・木造 176,300円
補助率	1/2以内
対象経費	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
留意点	看護師の特定行為研修に関する情報は、厚生労働省ホームページを御参照ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html 本施設整備事業とは別に、国の直接補助事業である「看護師の特定行為に係る研修機関支援事業(指定研修機関指定前から補助対象となる「導入促進支援事業」や、指定研修機関指定後が補助対象となる「運営事業」、「養成力向上支援事業」)があります。